

## 平成26年度第2回門真市障がい者地域協議会一会議録

開催日時：平成26年10月21日(火)午後2時  
開催場所：門真市保健福祉センター 4階  
会議室1・2

### ■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 門真市第3次障がい者計画（骨子案）について
  - (2) 門真市第4期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標（案）について
  - (3) 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュールについて
- 3 その他
- 4 閉会

### ■配布資料

#### <事前配布>

- 資料1 門真市第3次障がい者計画（骨子案）
- 資料2 門真市第4期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標（案）
- 資料3 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール

#### <当日配布>

- 協議会次第
- 委員名簿
- 座席表
- 門真市第2次障がい者計画冊子
- 門真市第3期障がい福祉計画冊子
- 門真市情報公開条例（抜粋）
- 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- 門真市附属機関に関する条例
- 門真市附属機関に関する条例施行規則
- 参考：成果目標と活動指標の関係[厚生労働省資料抜粋]

### ■出席者

委員：小寺委員、藤江委員、五十野委員、天正委員、西川委員、那須委員、香西委員、森脇委員、東野委員、松田委員、白木原委員、岡村委員

事務局：保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、橋課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任  
保坂主任  
株式会社 ぎょうせい総合研究所 河野主任研究員

傍聴者：3名

## ■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成26年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の池尻と申します。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

失礼して、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開いたします。

なお、本協議会での会議録につきましては、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、全文筆記で作成いたします。

また、この会議録は、不開示情報除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会の終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、16名中12名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日配布させて頂いております資料は、

協議会次第

委員名簿

座席表

門真市第2次障がい者計画冊子

門真市第3期障がい福祉計画冊子

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例

門真市附属機関に関する条例施行規則

参考：成果目標と活動指標の関係[厚生労働省資料抜粋]

次に、事前に郵送しております資料は、

資料1 門真市第3次障がい者計画（骨子案）

資料2 門真市第4期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標（案）

資料3 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体

スケジュールでございます。

不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

会 長： それでは、議事に入ります。

議題1、「門真市第3次障がい者計画（骨子案）」について事務局の説明をお願いします。

事務局： 奥谷でございます。

私の方からは、門真市第3次障がい者計画骨子案について説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料1をご覧ください。第1章 計画の概要から説明させていただきます。

1ページをお願いします。

1 計画策定の趣旨についてでございます。

国においては、平成23年の「障害者基本法」の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、平成18年に国連において採択された障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、平成24年には「障害者総合支援法」が制定されました。

さらに平成25年には、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定されました。

本市におきましては、平成10年3月に「門真市障害者計画～あたたかい心のつばさを広げて～」を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」「全ての市民が安心して暮らせるバリアフリー社会の実現」「人権尊重に根差した障がい者の主体性、自立性の確立」を基本目標に掲げ、計画の推進に取り組んできました。

平成18年度には、「障害者自立支援法」の施行に伴い「障害福祉計画」の策定が義務づけられたことから、並行して「門真市障害者計画」の見直しにも取り組み、平成20年3月に「門真市第2次障害者計画」を策定しました。第2次計画では、将来像を「ともに生きるまち門真 一人ひとりが主役となって」と定め、6つの基本目標に基づき様々な施策の充実に努めてきました。

第2次計画は、平成29年度までの10か年計画であり、中間年には見直しを行うこととしていることから、平成25年度から後期計画の策定と位置づけ、第2次計画の見直しを進めてきました。

このたび、国が「障害者基本法」の改正において、目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などを規定したこと、その法律に基づき「（第3次）障害者基本計画」を平成25年9月に策定したこと、また、大阪府では「第4次大阪府障がい者計画」を平成24年3月に策定したことから、こうした国、府の動きを反映するため、本市の障がいのある人にかかわる施策の基本方向について、全面的な見直しを行うこととし、新たに「門真市第3次障がい者計画」として策定することといたしました。

続きまして、2ページをお願いします。

ここでは、国における主要な障がい者関連法律の制定・改正の動向についてまとめ

させていただきます。

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、今回の計画策定においては、2～3ページに記載させていただいている5つの法改正等がその計画内容に大きく影響します。

まず、1番目の「障害者総合支援法」の施行につきましては、障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障がい児への支援も強化されています。

障害者基本法の基本原則である“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

次に、2番目の「障害者基本法」の一部改正につきましては、「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

次に、3番目の「障害者虐待防止法」の成立につきましては、障がい者の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「障害者虐待防止法」が平成23年6月24日に制定され、平成24年10月1日から施行されました。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されています。

次に、4番目の「障害者差別解消法」の成立につきましては、国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっています。

最後に、5番目の「(第3次)障害者基本計画」の策定につきましては、「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「(第3次)障害者基本計画」が平成25年9月に策定されました。この計画は平成25年度から平成29年度までの、おおむね5年間を計画期間としています。この計画の内容としましては、基本原則として「(1)地域社会における共生等(障害者基本法第3条)」「(2)差別の禁止(障害者基本法第4条)」「国際的協調(障害者基本法第5条)」の3点が新たに記載されるとともに、分野別施策の基本的な方向について、第2次計画の8項目から10項目に変わっております。

続きまして、4ページをお願いします。

2 計画の位置づけについてでございます。

「門真市第3次障がい者計画」は、「障害者基本法」第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

また、この計画は、市政の基本方針を示す「門真市第5次総合計画」を上位計画とし、整合性を図るとともに、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」との整合性に留意しています。

さらに、平成25年9月策定の国の「(第3次)障害者基本計画」を踏まえたものとしています。

なお、平成27年3月策定の「門真市第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めたもので、主に生活支援についての実施計画的な位置づけとなります。

次に、3 計画の対象についてでございます。

この計画の対象は、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む、精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がいのある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」なども含みます。

次に、4 計画の期間でございます。

この計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。今回の計画策定を機に、障がい福祉計画の見直し時期を合わせさせていただきました。

ただし、関係法令の施行や制度改正などの社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

続きまして、6ページをお願いします。

5 計画の策定体制についてでございます。

「門真市第3次障がい者計画」の策定にあたりましては、各分野における広範な計画であることから、全庁的に取り組むこととし、計画策定のための検討組織として「門真市 障がい者計画策定推進委員会」を設置し、検討・協議を進めております。

また、この「門真市障がい者地域協議会」におきましても検討・協議をお願いしております。

よろしく願いいたします。

7ページにつきましては、昨年度に実施いたしましたアンケート、今後予定しておりますパブリックコメントについて記載をさせていただいております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第2章 障がいのある人を取り巻く現況と課題ということで、ここでは、前回の協議会におきまして報告させていただきました本市の人口・世帯の動向と昨年度の協議会におきまして報告させていただきました「障がい者福祉に関するアンケート調査」の概況を中心に、まとめさせていただいておりますが、前回までと内容が重複いたしますので、ここでの説明は省かせていただきます。

なお、前回の協議会にて西川委員から非常に参考になるとの意見をいただきました各種手帳所持者の対人口割合の推移の全国との比較につきましては、今回も載せさせていただいております。

また、20ページの難病等の疾患のある人の状況につきまして、内容を一部修正しておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、45ページをお願いいたします。

ここでは、前回の協議会にて実施の報告をいたしました団体アンケート結果につきまして、「障がい者団体等アンケート調査からみた今後の課題」として、その概要をまとめております。

この調査は、「門真市第4期障がい福祉計画」の策定にあたり、その基礎資料とするために実施いたしました。ここでは、いただいたご意見や今後の課題等の中から、「門真市第3次障がい者計画」に関連する内容を整理させていただいております。

す。

いただいた主なご意見や今後の検討課題としましては、障がいのある人が、とじこもりがちにならないように地域の人たちとコミュニケーションをとる。

自助・互助・公助をうまく活用していく。

いろいろな人たちと交流することにより、視野が広がりお互いに理解していくことで、“頑張ろう”“元気になろう”“自分の力で行動しよう”という精神が生まれてくると思う。

自治会長や民生委員など、どこにどのような障がいのある人が住んでいるのか把握してもらう必要がある。

行政がもっと地域に対して積極的に関わってほしい。

新たに手帳を交付された人たちとの活動を広げていこうとしても、個人情報保護の関係で情報を得ることも伝えることもできない。

親同士が交流できる場がない。

障がいのある人も参加できるような避難訓練をしてほしい。

障がいのある人が地域の人たちと関われる機会が少ない。

学校教育において障がいについて正しく理解する時間を作ってほしい。

祖父母が高齢になっても、障がいのある子どもの世話を時間を取られ、必要な介護支援をする時間が少ない。

などのご意見をいただいております。

続きまして、46ページをお願いします。

4 第2次障害者計画の検証による今後の検討課題でございます。

ここでは、「門真市第2次障害者計画」の見直しにあたり、ご覧いただいております体系に基づく施策・事業につきまして検証を行い、主な今後の検討課題について整理を行いました。その内容につきましては46から53ページに記載させていただいておりますが、こちらも前回の協議会におきまして報告させていただきました内容をまとめさせていただいておりますので、改めての説明は省かせていただきますが、47ページの基本目標Ⅱ 障害のある子どもの教育・育成の(2)学校教育の充実の部分で、前回の協議会終了後に白木原委員から御指摘がございましたので、学校教育課と調整し、主な今後の検討課題の内容を修正しております。

続きまして、55ページをお願いします。

第3章 計画の基本的考え方について説明させていただきます。

まず、1 計画の基本理念についてでございますが、平成10年3月策定の「門真市障害者計画」においては、『ノーマライゼーション』の理念と『リハビリテーション』の確立を基本として策定をいたしました。

続く、「門真市第2次障害者計画」におきましても、この2つの基本を踏襲し、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現をめざすとともに、『ユニバーサルデザイン』を施策推進の基本的考え方として、だれもが人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」のまちづくりを進めてきました。

第1章のところで説明をいたしました「障害者基本法の一部を改正する法律」においては、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが法律の目的として明記されました。

そこで、「第3次門真市障がい者計画」においても、これらの基本理念や考え方を継承していくことといたしまして、めざすべき将来像を「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」といたします。

続きまして、56から57ページをお願いいたします。

2 計画の基本目標でございます。

基本理念を踏まえまして、めざすべき将来像を実現するための取り組みの7つの基本目標を設定いたしました。「第2次障がい者計画」の基本目標を継承しつつ、新たな基本目標として「差別の解消と権利擁護の推進」を挙げさせていただいております。

これは、国の第3次障害者基本計画との整合をはかるとともに、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の制定を受けて設定させていただきました。

それでは各基本目標につきまして、説明させていただきます。

基本目標Ⅰ 「共に生きる地域づくり」につきましては、障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していく社会を築いていくため、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域での交流活動等をより一層促進します。

また、障がいのある人や介護者等が地域で孤立しないように、支援を必要とする時に地域で支えあい、助けあいができる多様な地域福祉活動を促進します。

基本目標Ⅱ 「障がいのある子どもの教育・育成」につきましては、障がいのある子ども一人ひとりが、自己のもてる力を発揮し、いきいきと生活できるように、また、就労など社会参加ができる力、生きる力を育てていくために、保健・医療・福祉・教育の連携の強化に努めます。

保育所や幼稚園、小・中学校等において一貫して療育・育成できるよう体制の充実を図ります。

こども発達支援センターを、0歳から18歳までの子どもの保護者が気軽に相談できる障がい児施策の拠点として、各関係機関と連携強化を図ります。

基本目標Ⅲ 「保健・医療の充実」につきましては、障がいを早期に発見・対応できるよう、疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

ライフステージに応じた各種保健サービスの充実と健康診査の受診率の向上を図るとともに、フォローアップ体制の強化や乳幼児健診から療育までの一貫した支援の拡充を図ります。

また、「食育」推進に向けた取り組みの強化も図ります。

基本目標Ⅳ 「社会参加の促進」につきましては、障がいのある人が地域でいきいきと生活できるよう、関係機関やサービス事業者、民間企業等との連携や協力により、障がいのある人の技能習得や職業体験、生活訓練などを継続的に行うとともに、雇用の促進や福祉的就労の場の拡充を図ります。

また、障がいのある人が市政や地域活動等へより参加しやすくなるよう配慮し、情報収集に努めるとともに、関係団体やボランティア団体等との連携を図り、文化芸術活動、スポーツに参加しやすい環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 「生活支援の充実」につきましては、日々の暮らしを安定したものにするため、また、施設や病院から地域生活への移行を促進するため、障がい福祉サービスや保健・医療サービス等に関する情報発信を行い、身近な相談体制や専門的な相談対応の充実を図ります。

また、障がいのある人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスをはじめ地域生活支援事業等サービスの充実や質の向上を図ります。

基本目標Ⅵ 「差別の解消と権利擁護の推進」につきましては、障がいのある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相

談・紛争解決等を実施する体制の整備を進めます。

障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を継続的に実施するとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援の充実を図ります。

成年後見制度の適切な利用の促進に努めるとともに、当事者等により実施される障がいのある人の権利擁護のための取り組みを支援します。

基本目標Ⅶ 「住みよい環境づくり」につきましては、市内の公共施設や道路、歩道等のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、住宅改造の助成等による住みよい環境整備に努めます。

また、消費者被害や犯罪被害にあわないよう消費者教育や啓発の充実を努めるとともに、災害時の避難所への誘導など地域で安心して生活できるよう個人情報保護に配慮しつつ地域団体等との連携強化を図ります。

障がいのある人のコミュニケーション支援のさらなる充実を図るとともに、障がい特性に配慮した情報のバリアフリー化を進めます。

最後に、58ページをお願いいたします。

3 計画の施策体系についてでございます。

めざすべき将来像を実現するため、施策の体系を定めさせていただきました。将来像と基本目標につきましては、先にご説明いたしましたとおりですが、各基本目標に施策の方向として、挙げさせていただいております。

この施策の方向に基づきまして、引き続き、委員の皆さまのご意見をいただきながら第4章として具体的な取り組みについての検討、とりまとめを進めてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長： 「門真市第3次障がい者計画（骨子案）」の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

会 長： 次に、議題2、「門真市第4期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標（案）」について、事務局の説明をお願いします。

事務局： 橋でございます。

私の方からは、門真市第4期障がい福祉計画における成果目標、活動指標（案）について説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、障害者総合支援法におきまして、市町村は、国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画いわゆる障がい福祉計画を定めることとされており、今回は、平成29年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標いわゆる成果目標を設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の各分野における取組の状況を分析するための指標いわゆる活動指標を設定し、その見込み値の達成のための方策等を明らかにすることが求められております。

それでは、資料2をご覧ください。

成果目標と活動指標の設定にあたっては、国の基本指針に基づく「第4期市町村障がい福祉計画の策定にあたって大阪府の基本的な考え方」を資料2の表の一番右に示させていただいており、その方針に従って設定していく必要があります。

成果目標につきましては、国の基本指針における、「施設入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」、「障がい者の地域生活の支援」、「福祉施設から一般就労への移行」と大阪府が独自で設定している「就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額」の合計5つについて成果目標を設定することとされています。

はじめに、成果目標1、施設入所者の地域生活への移行から説明させていただきます。

まる1、地域生活移行者数につきましては、国の基本指針においては、平成17年10月から平成24年度末までの平均伸び率を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上の地域生活への移行と、現計画で定める平成26年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

大阪府の考え方としては府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、国の基本指針に掲げられた「現計画の未達成と見込まれる割合」については加味せず、平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数12%以上を地域生活へ移行することを基本とし目標の達成を目指すとされています。

市町村においては、これまでの実績などを踏まえ、地域移行対象者の状況を適切に把握し、大阪府から提示される数値以上の目標を設定することとされており、本市におきましては、目標値を13人と設定しました。

次に、まる2、施設入所者の削減数につきましては、国の基本指針においては、平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上の削減と、現計画で定める平成26年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

大阪府の考え方としては、これまでの実績等を踏まえ、国の基本指針に掲げられた「現計画の未達成と見込まれる割合」については加味せず、平成29年度末までに平成25年度末時点の施設入所者数4%以上を削減することを大阪府域全体の目標とし達成を目指すとされています。

市町村においては、大阪府から提示される数値をもとに、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえながら、平成29年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を設定することとされており、本市におきましては、目標値を6人と設定しました。

続きまして、成果目標2、入院中の精神障がい者の地域生活への移行につきましては、国の基本指針においては、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に示された方向性を踏まえ、新たな目標として、まる1、入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、まる2、入院後1年時点の退院率の上昇、まる3、在院期間1年以上の長期在院者数の減少が設定されています。

大阪府の考え方としては、まる1の入院後3ヶ月時点の退院率の上昇につきましては、国において現在の上位5都道府県の平均値である「入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする」とされたこと、また、直近の調査による大阪府の状況を踏まえ、平成29年度における退院率について、64%以上とすることを成果目標として設定されています。

次に、まる2の入院後1年時点の退院率の上昇につきましては、国において現在の上位5都道府県の平均値である「入院後1年時点の退院率を91%以上とする」とされたこと、また、直近の調査による大阪府の状況を踏まえ、平成29年度における退院率について、91%以上とすることを成果目標として設定されています。

次に、まる3の在院期間1年以上の長期在院者数の減少については、国において退

院促進に関し実績を上げている都道府県における長期在院者数に関する指標を勘案して、「平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少することを目標とする」とされたことを踏まえ、平成29年6月末時点の在院者数について、同じく18%以上減少することを成果目標として設定されています。

続きまして、成果目標3、障がい者の地域生活の支援につきましては、国の基本指針においては、地域生活支援の機能を集約し、居住支援機能に付加した地域生活支援拠点の整備を図ることとされており、平成29年度までに各市町村又は圏域毎に少なくとも一つを整備することが基本とされています。

大阪府の考え方においても同様の方針が示されており、本市におきましても、平成29年度末までに、障がい者地域協議会等の場を活用し、地域生活支援拠点がどのようなニーズに対応するか等について検討し、拠点の整備等を図ってまいります。

続きまして、成果目標4、福祉施設から一般就労への移行につきましては、まる1、福祉施設から一般就労への移行者数については、国の基本指針においては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて成果目標を設定することとされています。

大阪府の考え方としては、現計画の目標値や、過去の実績による平均一般就労者数の推移などを踏まえ、平成29年度において1,500人以上、すなわち、平成24年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上)を目標として設定されています。

市町村においては、現行の第3期障がい福祉計画の目標値やこれまでの移行実績などを踏まえ、福祉施設利用者数の実績を基礎として大阪府から提示される数値以上の目標を設定することとされており、本市におきましては、目標値を22人と設定しました。

次にまる2、就労移行支援事業の利用者数につきましては、国の基本指針においては、平成29年度末において、平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数から6割以上増加させることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて成果目標を設定することとされています。

大阪府の考え方としては、現行の市町村障がい福祉計画の目標値や、福祉施設利用者数の推移などを踏まえ、国基準に沿った目標設定とし、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを大阪府域の目標として設定されています。

市町村においては、この数値を下限として、それぞれ目標を設定することとされており、本市におきましては、目標値を63人と設定しました。

次にまる3、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加につきましては、国の基本指針においては、平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定することとされています。

大阪府の考え方としては、国基準に沿った目標設定とし、平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを大阪府域の目標として設定されています。

市町村においては、管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定することとされており、本市におきましては、目標値を5割以上と設定しました。

最後に、成果目標5、就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額につきましては、大阪府の考え方としては、平成20年3月に策定した「大阪府工賃倍増5か年計画」で掲げた目標額（府内平均16,000円）を達成するため、全国における工賃額の向上率を勘案し、当面の目標として、平成29年度までに、平成25年度実績額の34.2%

増を目指すこととされています。

市町村においては、大阪府から提示される平成25年度の実績額から34.2%増した額を下回らない額を基本として、利用者の意向及び地域の実情を踏まえた目標を設定することとされており、本市におきましては、目標値を8,211円と設定しました。

続きまして、活動指標の設定にあたっての考え方につきまして説明させていただきます。

本日、お配りさせていただいておりますA4、1枚の「成果目標と活動指標の関係」という厚生労働省の抜粋資料を御参考願います。

活動指標につきましては、障がい福祉サービス等の見込量が指標として挙げられており、その見込量の算出にあたっては、障がい者のニーズ等の地域の実情や事業者の参入意向、サービス水準における市町村格差の是正などを踏まえ算出することを基本とするよう求められております。

障がい福祉サービス見込量の算出の基本的な考え方としましては、1つ目としまして、障がい福祉サービス等の見込量の算出とその確保方策の検討に際しては、「基本的な考え方」を踏まえ、入所施設利用者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行に係る成果目標や福祉施設から一般就労への移行等に係る成果目標を参考に見込量を算出すること。

2つ目としまして、18歳以上の障がい児施設入所者についても、地域生活への移行及び移行後には、障がい福祉サービス等の利用が考えられることから、18歳以上の障がい児施設入所者の地域移行者数もサービス見込量に反映すること。

3つ目としまして、障がい福祉サービス等の見込量は、原則として各サービス等の対象となる障がい種別ごとに算出するとともに、併せて実利用見込者数も明記すること。

4つ目としまして、発達障がい者、高次脳機能障がい者については、精神障がい者に含まれるものとして障がい福祉サービス等の給付の対象となるので留意すること。また、精神障がい者保健福祉手帳を所持しておらず、自立支援医療を受給している在宅の精神障がい者などのニーズや状況等についても精査し、サービス見込量に反映すること。

以上、4つの基本的な考え方等を踏まえつつ、現段階で設定した活動指標につきましては、2ページから6ページに記載させていただいております。

なお、各数値につきましては、現段階のものであり、今後、国や大阪府と協議し、調整した確保方策の内容によっては変わる場合がありますが、取り急ぎ、設定しました数値を抜粋して説明させていただきます。

それでは、2ページをお願いします。

2、身体障がい者の活動指標につきましては、まる1、居宅介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、120人、122人、124人と設定し、利用時間は、3,456時間、3,514時間、3,571時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成23年から26年の月平均120人から微増を設定、利用時間は、平成26年の1人当り月平均28.8時間に乗じて設定しました。

次に、まる6、生活介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、71人、73人、75人と設定し、利用日数は、852日、876日、900日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成24年から26年の月平均71人から微増を設定、利用日数は、平成24年から26年の1人当たり月平均12日に乗じて設定しました。

次に、まる8、就労移行支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、1人、2人、3人と設定し、利用日数は、12日、24日、36日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、1ページの成果目標4のまる2、就労移行支援事業所の利用者数の目標63人に達するよう平成26年7月現在の利用者数を基に設定し、利用日数は、平成24年の1人当たりの月利用日数12日に乗じて設定しました。

次に、まる12、短期入所（福祉型、医療型）については、平成27、28、29年度の各利用者数は、14人、14、15人と設定し、利用日数は、70日、70日、75日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、成果目標1のまる2、施設入所者の削減数を考慮し、サービス提供事業者の増を見込んで設定、また、平成24年の月平均11人から増加を設定し、利用日数は、平成23年から26年の1人当たり月平均5日に乗じて設定しました。

次に、まる14、施設入所支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、22人、22、21人と設定しました。

設定の考え方としましては、成果目標1のまる1、地域生活移行者数及び1のまる2、施設入所者の削減数に基づき、平成25年度との比較で12%以上削減し設定、平成26年6月時点で目標達成しているため、新規利用等出入を含め、29年度を4人減（16%減）と設定しました。

次に、まる15、計画相談については、平成27、28、29年度の各利用者数は、275人、280人、285人と設定しました。

設定の考え方としましては、平成26年9月現在のサービス支給決定者数270人を基に、平成23年から26年の平均伸び率1.02に乗じて設定しました。

なお、平成26年3月から6月実績につきましては、270人と記載しておりますが、正しくは、76人となりますので、修正を宜しくお願いします。

次に、まる16、地域移行支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、0人、1人、2人と設定しました。

設定の考え方としましては、成果目標1のまる1、地域生活移行者数を基に設定された4人のうち、2人の利用と想定しました。

つぎに、まる17、地域定着支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、0人、1人、2人と設定しました。

設定の考え方としましては、地域移行支援を使用した者が全て、地域定着支援を利用すると想定し設定しました。

続きまして、3ページをお願いします。

2、知的障がい者の活動指標につきましては、まる1、居宅介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、86人、89人、92人と設定し、利用時間は、860時間、890時間、920時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成24年から26年の月平均86人から微増を設定、利用時間は、26年の1人当たり月平均10時間に乗じて設定しました。

次に、まる2、重度訪問介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、1人ずつと設定し、利用時間は、53時間ずつと設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成26年4月1日より対象者の範囲が知的障がい者にも拡大されたため、1名を見込みます。

利用時間は、身体障がい者の平成24年から26年の1人当たり月平均53.0時間に乗じて設定しました。

次に、まる8、就労移行支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、25人、28人、30人と設定し、利用日数は、300日、336日、360日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、1ページの成果目標4のまる2、就労移行支援事業所の利用者数の目標63人に達するよう平成26年7月現在の利用者数を基に

設定し、利用日数は、平成24年から26年の1人当たり月平均12日をかけて設定しました。

次に、まる12、短期入所（福祉型、医療型）については、平成27、28、29年度の各利用者数は、69人、70、70人と設定し、利用日数は、138日、140日、140日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、成果目標1のまる2、施設入所者の削減数を考慮し、サービス提供事業者の増を見込んで設定、また、平成24年から25年の月平均67人から増加を設定し、利用日数は、平成24年から26年の1人当たり月平均2日をかけて設定しました。

次に、まる14、施設入所支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、68人、67人、66人と設定しました。

設定の考え方としましては、成果目標1のまる1、地域生活移行者数及び1のまる2、施設入所者の削減数に基づき、平成25年度との比較で12%以上削減し設定、29年度は、9人減で設定し、身体障がい者の4人と合わせて13人の目標見込みとなります。まる15、計画相談については、平成27、28、29年度の各利用者数は、448人、466人、485人と設定しました。

設定の考え方としましては、平成26年9月現在のサービス支給決定者数431人を基に、平成23年から26年の平均伸び率1.04をかけて設定しました。

なお、平成26年3月から6月実績につきましては、431人と記載しておりますが、正しくは、81人となりますので、修正を宜しくお願いします。

次に、まる16、地域移行支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、3人、6人、9人と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、成果目標1のまる1地域生活移行者数に基づき設定された9人全員の利用を想定しました。

次に、まる17、地域定着支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、1人、2人、4人と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、地域生活に移行した者のうち、自宅で生活する者が利用すると想定し、設定しました。

続きまして、4ページをお願いします。

2、精神障がい者の活動指標につきましては、まる1、居宅介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、87人、92人、97人と設定し、利用時間は、957時間、1,012時間、1,067時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成25年から26年の月平均87人から微像を設定しました。

利用時間は、平成26年の1人当たりの月平均11時間をかけて設定しました。

まる2、重度訪問介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、1人ずつと設定し、利用時間は、53時間ずつと設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成26年4月1日より対象者の範囲が精神障がい者にも拡大されたため、1名を見込みます。

利用時間は、身体障がい者の平成24年から26年の1人当たり月平均53.0時間をかけて設定しました。

次に、まる8、就労移行支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、26人、28人、30人と設定し、利用日数は、364日、392日、420日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、成果目標4のまる2、就労移行支援事業所の利用者数の目標63人に達するよう平成26年7月現在の利用者数を基に設定し、利用日数は、平成26年の1人当たりの月平均14日をかけて設定しました。

次に、まる12、短期入所（福祉型、医療型）については、平成27、28、29年度の各利用者数は、それぞれ4人と設定し、利用日数は、それぞれ9日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数及び利用日数共に平成24年の数値を設定しました。

次に、まる15、計画相談については、平成27、28、29年度の各利用者数は、239人、263人、289人と設定しました。

設定の考え方としましては、平成26年9月現在のサービス支給決定者数217人を基に、平成23年から26年の平均伸び率1.1を乗じて設定しました。

なお、平成26年3月から6月実績につきましては、217人と記載しておりますが、正しくは、74人となりますので、修正を宜しくお願いします。

続きまして、5ページをお願いします。

2、障がい児の活動指標につきましては、まる1、居宅介護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、26人、27人、28人と設定し、利用時間は、182時間、189時間、196時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成24年から26年の月平均26日から微増を設定しました。

利用時間は、平成24年から26年の1人当たり月平均7時間を乗じて設定しました。

まる3、同行援護については、平成27、28、29年度の各利用者数は、3人、2人、2人と設定し、利用時間は、51時間、34時間、34時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者3人から平成27年度中に18歳に到達する1人を除いた人数を設定しました。

利用時間は、平成26年の1人当たり月平均サービス支給決定時間17時間を乗じて設定しました。

次に、まる12、短期入所（福祉型、医療型）については、平成27、28、29年度の各利用者数は、9人、11人、13人と設定し、利用日数は、18日、22日、26日と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成24年から26年の月平均9人から微増を設定、利用日数は平成24年から26年の1人当たり月平均2日 を乗じて設定しました。

次に、まる15、計画相談については、平成27、28、29年度の各利用者数は、15人、18人、21人と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数12人を基に、微増と設定しました。

なお、平成26年3月から6月実績につきましては、12人と記載しておりますが、正しくは、1人となりますので、修正を宜しくお願いします。

続きまして、6ページをお願いします。

2、児童福祉法に基づくサービスの活動指標につきましては、まる17、児童発達支援、医療型児童発達支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、100人、105人、110人と設定し、利用時間は、850時間、924時間、966時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数及び利用日数共に平均伸び率を勘案して設定しました。

次に、まる18、放課後等デイサービスについては、平成27、28、29年度の各利用者数は、各利用者数は、100人、110人、120人と設定し、利用時間は、1,200時間、1,320時間、1,440時間と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、利用者数の平均伸び率を勘案して設定し、利用日数は、平成26年の1人当たり月平均12日 を乗じて設定しました。

次に、まる19、保育所等相談支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、

9人、12人、15人と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数5人を基に、微増と設定しました。

次に、まる20、障がい児相談支援については、平成27、28、29年度の各利用者数は、213人、247人、287人と設定しました。

設定の考え方としましては、利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数184人を基に、微増と設定しました。

なお、平成26年3月から6月実績につきましては、184人と記載しておりますが、正しくは、0人となりますので、修正を宜しく申し上げます。

以上、説明が大変長くなりましたが、門真市第4期障がい福祉計画における成果目標と活動指標についての説明は、以上でございます。

会 長： 「門真市第4期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標（案）」の説明が終了しましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

K委員： 計画数値は、いろいろ考えられていると思いますが、障がい特性や暮らしに必要な数値を考えられずに、達成できる数値を入れているように感じます。

生活して暮らす者としては、不安です。

達成出来る計画を作って立てるよりも、暮らしに必要な計画を立てて欲しいです。

何が不足して何が足りないか、それにはどうしたら良いのか出さないと、門真市の福祉施策が進まないと思います。

身体障がい者にしても知的障がい者にしても精神障がい者にしても、例えば重度訪問介護を利用できるようになったから同じように53時間にしましたというのも、障がい特性が違うはずなのに、同じ数字を持ってくるというすごい安易な計画ではとてもさみしいと思います。

その辺をもう少し勘案して皆さんと意見交換をいただいて、もう少し暮らしに沿った計画数値を挙げていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

会 長： はい、少し機械的な数値ではないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

事務局： 重度訪問介護の利用者拡大なんですけども、これまでの門真市での利用実績が少ないということで、どういう風に見込んでいったらいいかということ考えたのですが、なかなか根拠となるものが、考え方がまとまらなかったのが実際のところなんです。

ですので、大阪府や国でも、今回の計画からPDCAサイクルというものを導入してきて、年に2回、計画の進捗状況を評価すると、計画の中身については年1回見直すという風に決められた形で今後3年間、計画の進捗を評価するという、見直すという形になります。

ですので、今後重度訪問介護が利用された際に、どういうところの利用があるか、どの程度なのかということも見せていただいた中で、また計画についても必要に応じて修正させていただく方がいいのではというところもございまして、今回の資料としては、実績とさせていただいたところです。

K委員： 重度訪問介護に関しては、例えばのことで、他のところの数値も全てそのように思います。

例えば、当会は、知的障がいの方が多いのですが、居宅介護は知的障がいの重い人では、少ない数値ではないかと思います。

短期入所にしても、ないから使えていないのであって、本当に短期入所の必要性は、1人平均7日位は必要と思っている。

高齢になったお母さんが、40代、50代の障がい者を家で支援されている家族がとても多い。

現在の数値では、自立した暮らしは出来ないと思います。

計画相談にしても全員につけないといけないというところでは、この数値でもいいのかとどうかと思っています。

あと、参考資料で説明していただいた表ですが、門真においては入所施設がない分、地域生活支援がとても重要ではないかと思っています。

その活動指標がないのがとても不安です。

地域生活支援は、国では拠点ということで地域生活在宅の方からも自立した生活をということで、グループホームであったり、10人位の生活基盤のある居宅支援の案が出ているはずなんです。

ここで細かいこと具体策が出てこないということは、門真市ではまだ何も行わないのかなという心配があります。

細かいことをいうときりがないので、時間もありますし、数値については全体的に見直してほしいと思います。

会 長： 事務局の方からはPDC Aという、なぜサービスを利用しないのか、サービス利用の使い勝手の悪さとかいろんなことを分析して、そして修正して下さいよということが基本指針に出てますので、今後はそういうことが、ここがこういう場になるんだろうなと思うんですけども、もう少し、使い勝手の悪さとか施設を作れないかなどいろいろなことが議論になっていくかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 計画の進捗状況ですとか評価、見直しにつきましては、この会議でいろいろな方面からご意見をいただきながら修正も含めてご意見を参考にやっていきたいということです。

生活拠点につきましても、29年度末までには圏域か或いは、市町村単位で1箇所設置ということが決められていますので、それに向けて取り組んでいかなければいけないんですけども、まだ、具体的にどのようなものをどういう風に支援でやるのかということも決まっていない状況ですので、その辺の見込みというのも挙げにくかったということです。

今後、その辺についても検討していきたいと思っています。

会 長： その地域生活支援拠点事業の中身は、具体的には全然出ていないんですか。

事務局： 門真市としてどういう様な形で設置するのかは決めていないのですが、国からはどういう形でやるかという色々なパターンが出されていて、例えば、入所施設を拠点にするとか、そういう資源のないところだと何箇所かの実施している事業と組み合わせて拠点的な支援をするような連携を組むとかそういったものは示されてはいるんですけども、門真市としては資源も少ない中で、どういう形でやるのかということは、まだ役割自体も決まっていません。

今後検討と思っております。

会 長： ほか何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

私の方から質問させてほしいんですけども、1つは、各活動指標の中で計画相談、

数値の修正であるとか、このままいくと27年、28年、29年の数字には、ならないだろうということで、例えば、知的障がいの人達では、計画相談の実績値が対象者431人対して81人だと半年間で単純計算で6倍になり、そうすると431人にはとても達成できないだろうと、これは門真市に限らずどこもそういう状況にあると聞いてはいますが、この数値はどうなっていくんでしょうね。

事務局： どう記載していいのかこちらも悩むところなんです、新しく障がい児の計画を作れる事業所が現在2箇所になっています。

今後2箇所が新しく指定をとっていただける予定と考えておりまして、そこにもご依頼させていただきながら、どこまで進むかなというところなんです。

ただ計画としましては実際、知的障がい者で、今サービスをお使いになっている方が431人という数字が挙がっている以上、それを下げるわけにもいかないなというところで目標値としては、それを基本に増加率を含めて、挙げさせていただいてるところです。

ただ、大阪府からもセルフプランの活用とか、27年3月に向けて言われておりまして、どういう形で進めさせていただけるのか、まだ十分な検討ができていないのですけども、それも含めましてなるべく計画を期限までに策定できるように取り組んでいきたいと思っているところでの数値ですので、来年また見直しということは十分あり得ると思っております。

会長： はい、ありがとうございます。

他、何かございませんでしょうか。

E委員： 地域生活支援拠点の整備の部分ですね、イメージ的には障がい福祉計画ではなくて、障がい者計画の方で話をしていくように思いますが、障がい者計画は、平成27年から32年という長い計画になると思うんですけども、見直しをしたり、このようにしていくという話し合いですとか、計画の中での変更ですとか具体的にどの辺の対応でできそうですか。

事務局： 地域生活支援拠点というものは、障がい福祉計画に入りますので、障がい福祉計画は年に2回評価して、年に1回見直しという形になりますので、この協議会で諮らせていただくことになります。

会長： 地域移行の精神の話なんですけども、精神障がい者の活動指標、地域移行の数値なんですけども、大阪府が示した基本的な考え方に沿って門真市も設定しているというお話ですよ。

それですね、今後、退院可能な患者さんについて細かな区分けをされていますよね、以前は寛解状態であるとか、退院可能な状態について候補として挙げてきたと思うのですが、そういう細かな情報は大阪府から市の方へ来るんですかね。

そうでないなら細かい計画が立てられませぬ。

I委員： 細かい情報までは市さんにくるものではなくて、病院さんの方に今までですと患者さんを安易に長期に入院させてきた傾向がある、今はそういうことが無くなってきたけど、過去にはあった、精神の病院でずっと暮らし続けてきた、社会的入院を続けてしまっていたと、ご家族も病院にいた方が安心だということで、病院に預けてしまうということが実際にそういうことがありましたので、むしろ患者さんの現状

を踏まえると大体3ヶ月くらいで退院できる方もこれくらいいるだろうと。

1年以内にはほとんどの方が退院できるだろうと。

本人のため、また社会的に問題があるので入院いただかないといけない方もいますが、大半の方が地域に移行できるだろうということで、こういう目標が大阪府から設定がされて、それに沿ってやらせていただいていることだと思います。

具体的な細かい情報までは、多分市の方に入ることはないと思います。

会 長： 個人情報がかかりうるさいですからね。

今は精神なり知的とかのいわゆる地域移行に関してはどういう形で進めておられるんですかね。

病院さんに問い合わせしたりですとか、患者さんの意向を聞いたりですとか、そういうことは、なされているんですか。

事務局： 門真市でも地域移行地域定着支援部会というのを立ち上げまして、庁内機関ですとか、あるいは相談支援、保健所、高齢福祉課、包括支援センターですとかいろいろな機関を巻き込みながら、考えているところです。

その中で、大阪府がこれまでされてこられた在院患者調査、調査内容を参考に、どういう方が病院にいらっしゃって退院できる見込みがあるのかということをお教えいただいていますので、それを部会の中でどういう所で入院されている方からアプローチしていくかということをお順序を決めてご連絡を入れている形です。

まだ、そこを通じて退院されたという実績自体はないんですけども、在院患者調査に挙げた人が、現在どういう状態で、退院できる状態なのかについて現状を確認しながら、可能であれば取り組んでいくという風な形になっています。

会 長： はい、ありがとうございます。

他、ございませんでしょうか。

E委員： 2点あるんですけども、1点は確認ですが、児童のところの計画相談と障がい児相談支援、障がい児相談支援は、通所サービスで、計画相談は、障がい福祉サービスで児童で12名いらっしゃいますね。

事務局： 計画相談のほうで挙げさせていただいている12名というのは、現在、障がい福祉サービスのみを利用の方です。

E委員： 門真は、日中一時をしっかりとされていると思うのですが、計画では数字は出してこなかったと思うのですが、今回、児童デイが立ちあがって、18歳未満のお子さんの放課後というか学校外のサービスが非常に充実している、片や18歳になった途端、サービスはという部分になって類似しているのが、日中一時ということになってくると思うのですが、今、児童の部分の数字を見ますと児童デイがかなりの時間数の支給になっていると思いますので、日中一時の時間数というのも今後、検討していく必要があるのかなと、日中一時の使い方の枠組みというのも話し合いも必要だと思います。

会 長： 日中一時については、だんだん減っているには、減っていますね。

E委員： 児童の日中一時は減っていると思うんですけども、通所施設というのが、親御さん

が立ち上げたという流れが継続されていまして、知的の中では早いところでは3時半、遅くても4時というところが主になってるんです。

中には5時というところもあると思うんですけども、4時に終了というのと片や児童の場合というのは児童デイを利用している形となると4時に学校が終わったとしてもそこに集まって6時、7時までということだってある。

かなりの時間の差がある。

卒業した途端にそれがなくなる、日中一時の使い方というのは、どういう形で使っていけるのかなという、時間数についてもここで話し合いができればなと思っていきます。

会 長： 日中一時支援の扱いというか、どういう形でこう残すべきなのか。

事務局： 不定期に、月平均でしたら、かなり低い利用時間数でのご利用にはなっていますが、養護者さんが通院等の利用等、お世話できないときにお使いになっているという現状がございますので、どういう数値をこの計画上で挙げさせていただくのかということから考えさせていただければと思います。

会 長： 報酬単価が違うんですね。  
放課後等デイがいろいろな事業所で立ち上がっていますもんね。

事務局： 違いますね、かなり報酬が下がりますので。  
送迎がついていないのがかなりネックになっていまして、放課後等デイが送迎付きになっていますので、その差も大きいところです。

会 長： 支援学校から直接事業所へ行かれる状況も。

M委員： かなり利用が進んでいます。

会 長： ですね。  
はい、ありがとうございます。  
他、ございませんでしょうか。

A委員： 全般的に計画の目標値はあくまでも目標値なので、それに実態をどう近づけるかというのが課題になると思いますが、今日の資料2の1ページ目の就労継続支援B型の事業所の平均工賃なんかは、一般市民にも分かりやすい金額なんですけども、この辺の数字の出し方は国の基準を基にこの数字も充てられていると思いますが、やっぱり門真市としての計画を出す限りは、この目標値をするために、どんな手立てが必要なのかということも同時に考えないと、これを継続的に10年前の障がい者の工賃とほとんど変わらないというのが実態かと思うんですけども。

具体的なことで言えば、障害者優先調達推進法もあるので、民間事業所なんかは拘束されないですけども、行政なんかであれば、優先調達をより活用して行って、それこそ30数%障がい者の工賃を上げるということであれば、行政からの仕事も30数%増やしていくというように連動させて実態により近づけていくようなことをしないといけないと強く感じています。

また、前回の協議会でも東野委員からは短期間の仕事より年間を通じていろいろな事業所、いろんな障がいの方が年間を通じてできる仕事をより増やしてほしいと

いうご意見があったんで、まだまだ市から出される仕事は限られてますし、もっと行政のいろいろなセクションで考えてもらったら、仕事がたくさんあるのかなと思いますので、この目標数値と連動させて、障がい福祉課に限らず行政全般の各課で、できることも合わせてこの計画の中に取り込んでいただければ、その辺も是非考えていただけたらと思います。

会 長： はい、よろしくお願いします。

他、ございませんでしょうか。

ないようですので、次に、議題3、「門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 今年度中に予定しております、障がい者地域協議会は、計画策定のため、今後12月、2月の2回を予定しております。

12月の本協議会におきましては、引き続き、計画素案を検討し、その後、翌年1月にパブリックコメントの実施を予定しております。

また、2月の本協議会におきましては、最終計画（案）を検討し、3月に計画内容の確定及び計画書の印刷製本を予定しております。

なお、第3回目の本協議会につきましては、年末で何かとお忙しくなる時期ではございますが、12月下旬を予定しておりますので、本協議会終了後に早速、日程調整をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

(閉 会)